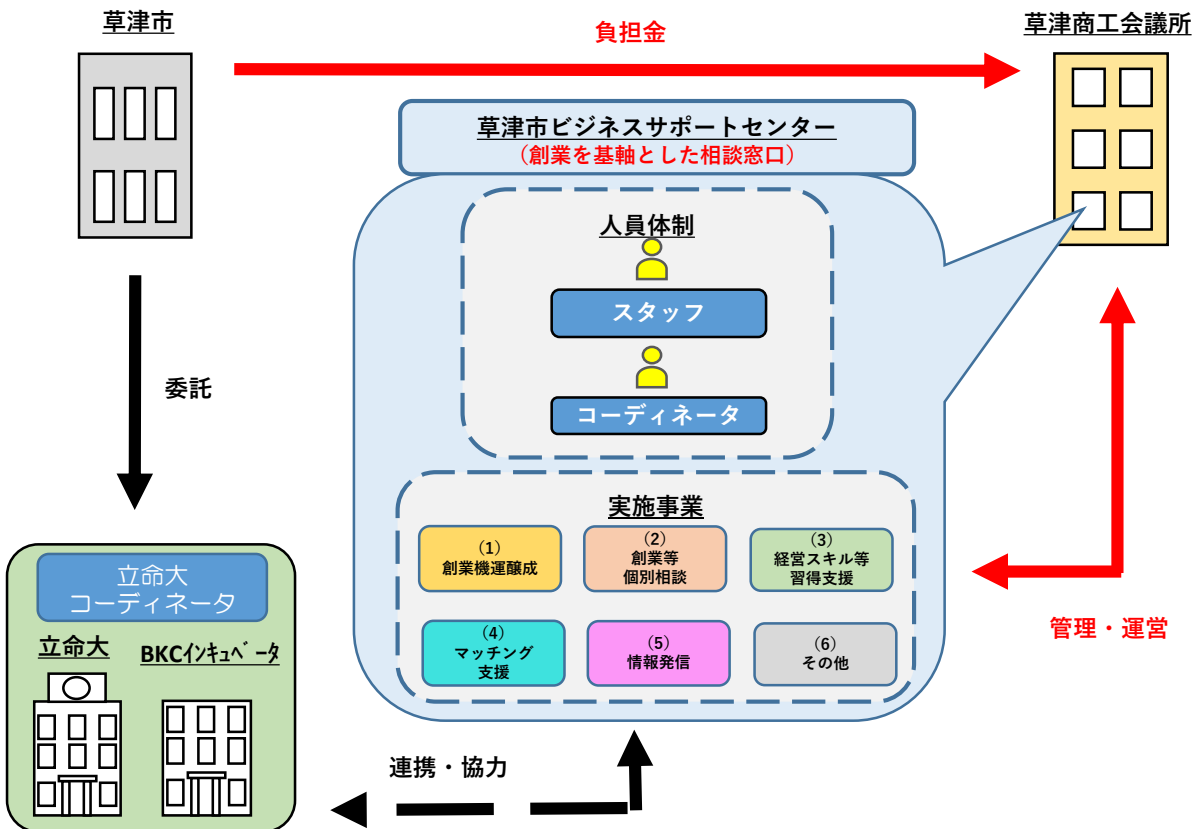


<概要>

- ・創業希望者や事業者が抱えるビジネス上の課題に対する相談・支援体制を構築することにより、特に近年増加する創業相談や支援ニーズに効果的・効率的に対応することを目的として、商工会議所と共同で「草津市ビジネスサポートセンター」を設置する。
 - ➔ 草津市産業振興計画の重点取組として実施
（「戦略1：イノベーションの創出支援」「施策(1)：創業・第二創業の促進」「①ビジネス相談窓口の創設による支援体制の強化」）
- ・創業相談機能を集約することで、創業前から創業後まで切れ目なく事業者を支援することができる。
 - ➔ 創業後に生じる課題に対しても、必要な支援（経営・税務・労務・融資・販路開拓等）を講じることが可能
- ・センターの設置・運営にかかる必要事項については、協定書および覚書において定める。

イメージ図



センター事業

項目	内容
(1) 創業機運醸成	・新たな創業支援事業の企画・実施 （ビジネスカフェ・事業者同士の交流会など）
(2) 創業等個別相談	・外部専門家による個別相談（伴走支援）
(3) 経営スキル等習得支援	・創業セミナー等の企画・実施
(4) マッチング支援	・事業者ニーズの掘り起こし、 （企業間、支援機関、大学等とのマッチング支援）
(5) 情報発信	・公式HP、SNS等を通じた情報発信 （支援制度やイベント、創業事例等の情報発信等）
(6) その他	・その他必要な事業の企画・実施

<協定書>

【概要】

草津市ビジネスサポートセンターの設置・運営に係る**基本事項**について定めるもの。

【条項】

第1条（目的）

第2条（管理）

第3条（費用負担）

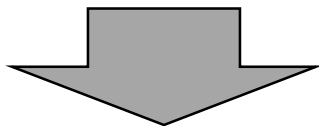
費用の内容および負担割合については別に定める。

第4条（開設日）

第5条（協定期間）

第6条（その他）

必要な事項については別に定める。



**具体事項を覚書で整理
(第3条・第6条関連)**

<覚書>

【概要】

草津市ビジネスサポートセンターの設置・運営に係る**詳細事項**について定めるもの。

【条項】

第1条（設置場所・運営等）

第2条（人員体制）

第3条（実施事業）

第4条（事業計画および報告）

第5条（費用負担）

第6条（負担金の支払および精算）

第7条（意見交換）

第8条（その他）

別表1（第2条関係：人員体制）

体制	内容（役割）
スタッフ	センター事業全般を行う
コーディネータ	ビジネスマッチング等の促進を行う

別表2（第3条関係：実施事業）

①：創業機運醸成事業	④：マッチング支援事業
②：創業等個別相談事業	⑤：情報発信事業
③：経営スキル等習得支援事業	⑥：その他の事業

全体スケジュール

○ 開設までの主なスケジュール

- ▶ 部長会議：令和5年11月17日（金）
- ▶ 議会報告：令和5年11月下旬 ※部長会議終了後
- ▶ 調印式：令和5年11月27日（月） ※場所：キラリエ草津

